
4 ユニットケアの理念と特徴

4.1 ユニットケアの理念

本章の目的

ユニットケアの理念について理解を深めること。

本章の概要

4.1.1	ユニットケアの理念	ユニットケアの理念、目指すものについて学びます。
-------	-----------	--------------------------

4.1.1 ユニットケアの理念（1/3）

- ユニットケアとは、個別ケアを実現するための手法の一つです。個別ケアとは、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したケアのことです。在宅に近い居住環境で、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行います。
- その実現のためには、ハード面とソフト面を整える必要があります。

ハード

個性や生活のリズムを保つための個室と、ほかの入居者や地域との関係を築くためのリビングやパブリックスペース

- 在宅に近い居住環境（個室と共用空間）
- ユニットごとに職員を配置（生活単位と介護単位の一致）

+

ソフト

ユニットごとに配置された職員による、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供

- 小規模な居住空間
- 家庭的な雰囲気
- なじみの人間関係

- 在宅に近い居住環境
- 入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿う
- 他人との人間関係を築く

4.1.1 ユニットケアの理念（2/3）

- ユニットケアは、「入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したもの」を目指しています。

ユニットケア

一人ひとりの高齢者に対して個別ケアを提供し、**その人らしい生活¹**を営めるように支援

「入居前の**居宅における生活と入居後の生活が連続²**したもの」を目指す

1. 高齢者介護施設における「その人らしい生活」とは、これまで入居者が営んできた自宅での生活の継続を中心に据えながら、施設という専門性と共同生活の中でつくられる新しい価値を加えたもの
2. ユニット型施設の運営基準に基本方針の条項として謳われている

- ユニットケアでは、一人ひとりの高齢者に対して個別のケア(個別ケア)を提供し、その人らしい生活を営めるように支援する。
- 高齢者介護施設における「その人らしい生活」とは、これまで入居者が営んできた自宅での生活の継続を中心に据えながら、施設という専門性と共同生活の中でつくられる新しい価値を加えたもの。
- 介護・看護等の専門職によるケアを受けながら、入居者が元気だった頃の生活を継続でき、他の入居者や職員との交流を楽しめる生活が「その人らしい生活」となる。
- 入居者にとって、他の入居者は同じ境遇にある隣人であり、職員は自らのことを考えてくれる良き理解者である。人生の最期をともに過ごす人々との交流は、高齢者施設に転居してきたからこそ得られる価値であるといえる。そのため職員には、入居者同士をつなぐ媒介者や、全体の雰囲気と和ませるコーディネーターとしての役割が求められている。

4.1.1 ユニットケアの理念 (3/3)

- ユニット型施設の運営基準に基本方針の条項として謳われています。
- 当該条項では、ユニットケアとは「入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したもの」を目指していることが示されています。

老人福祉法	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (基本方針) 第三十三条	<ol style="list-style-type: none">1. ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。2. ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
介護保険法	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (基本方針) 第三十九条 (※)	<ol style="list-style-type: none">1. ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。2. ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

※指定介護老人福祉施設を例としてあげています。介護老人保健施設、(介護療養型医療施設)のそれぞれの運営基準にも同様の規定があります。

4.2 ユニットケアの仕組み

本章の目的

生活単位と介護単位的一致というユニットケアの仕組みを理解すること。

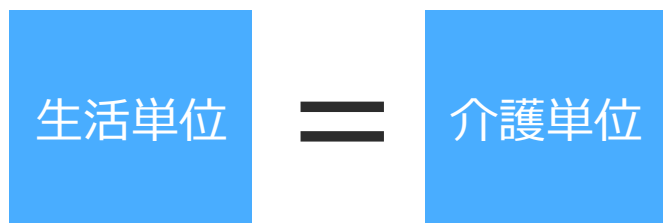
本章の概要

4.2.1	生活単位と介護単位的一致	「生活単位と介護単位を一致させたケア」とその実現について学びます。
4.2.2	介護単位と情報の関係	1人の介護職員が把握できる情報量の比較を通して、介護単位と情報の関係について学びます。

4.2.1 生活単位と介護単位の一致（1/2）

- ユニットケアの理念の実現のためには、一人ひとりの入居者の個性等を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助する必要があります。

**ユニットケアは、
「生活単位と介護単位を一致させたケア」**



その実現のためには

- 入居者へのサービスは、ケアプランに基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する
- 職員は、一人ひとりの入居者の個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴、培われてきた生活様式や習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助する

- ユニットケアとは、「生活単位と介護単位を一致させたケア」のことであり、その実現のためには、入居者へのサービスは、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する必要がある。
- 職員は、一人ひとりの入居者の個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴、培われてきた生活様式や習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助する必要がある。
- 職員は、いわゆる「なじみの関係」が求められるため、従業者の勤務体制を定めるにあたっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない、次のことが定められている。

【配置基準】

- ① 昼間については、ユニット毎に常時一人以上の介護職員または看護職員を配置すること。
- ② 夜間及び深夜については、2ユニット毎に一人以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ③ ユニット毎に、常勤のユニットリーダーを配置すること。

4.2.1 生活単位と介護単位の一致（2/2）

- 下記は、高齢者介護施設における上記のようなサービス提供の基盤となる施設環境やケアに関する基準について整理したものです。

基準等		従来型	ユニット型
設備	居室等	居室※ 定員4人以下(介護老人福祉施設では1人(経過措置あり))、1人当たり床面積10.65㎡以上	ユニット（入居定員おおむね10人以下） 居室(複数) 定員1人(または2人)、床面積10.65㎡(または21.3㎡)以上 共同生活室 各ユニットに1室ずつ、床面積2㎡×(ユニットの定員)以上
	洗面設備・便所	居室のある階ごとに設置	居室ごと、または共同生活室ごとに適当数設置
運営	食事	<ul style="list-style-type: none"> • 適時に提供 • できるだけ離床して、食堂で摂るよう支援 	<ul style="list-style-type: none"> • 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供し、必要な時間を確保 • 入居者の意思を尊重しつつ、できるだけ離床して、共同生活室で摂るよう支援
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> • 1週間に2回以上の入浴または清拭 	<ul style="list-style-type: none"> • 個浴の実施等入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設ける(やむを得ない場合は清拭)
	その他	—	<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活における家事を、心身の状況に応じて各人の役割をもって行うよう支援

※居室面積基準が以前は原則13.2㎡以上だったが、2010(平成22)年9月30日の通知で、10.65㎡以上に引き下げられました。

4.2.2 介護単位と情報の関係

- ユニットケアでは、介護単位が小規模であることにより入居者の情報を把握しやすくなります。
- 対象を限定したケア提供体制を工夫することは、ケアの充実に有効と考えられます。

集団的なケアとユニットケアにおける1人の介護職員が把握できる情報量の比較

ユニットケアでは基本的なボディケアや精神的なケアを通じて、入居者と職員の間には深く親密な関係が築かれる。入居者に関する情報量は、職員と入居者の接触時間に比例して著しく増大する。

集団的なケアの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{把握できる情報量} \\ \hline 500 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{把握しなければならない集団の規模} \\ \hline 50人 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たりの情報量} \\ \hline 10個 \\ \hline \end{array}$$

例えば、1人の介護職員が1日に把握できる情報量を500と仮定する。

[集団的なケアの場合]
50人の入居者に対してケアを実施していると1人あたりの入居者に対する情報量は10($500/50=10$)となる。

ユニットケアの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{把握できる情報量} \\ \hline 500 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{把握しなければならない集団の規模} \\ \hline 10人 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たりの情報量} \\ \hline 50個 \\ \hline \end{array}$$

[ユニットケアの場合]
10人に対してケアを実施するため1人あたりの入居者に対する情報量は50($500/10=50$)になる。

この式によるとユニットケアは集団ケアに比べて入居者1人あたり5倍の情報量を把握できることになる。

出典：ユニットケア研修テキスト 施設運営の4つのポイント P178より引用、（一般）日本ユニットケア推進センター、中央法規出版、2012.6

4.3 ケアと空間の融合

本章の目的

ユニット型施設におけるケアと空間の融合について理解すること。

本章の概要

4.3.1	生活の場としての施設環境	居宅に近い居住環境を整えることの重要性について学びます。
4.3.2	個室の役割	プライバシー、テリトリーについて学びます。
4.3.3	空間の機能と共用する集団の規模	ユニット型施設の特徴を、個室型施設と対比させながら学びます。
4.3.4	ユニット型施設の設備に関する基準	ユニット型施設の設備に関する基準について学びます。

4.3.1 生活の場としての施設環境

- ユニット型施設では、居宅に近い居住環境を整えることが必要です。
- 入居者に合わせて住まいにふさわしい環境をしつらえていくのは、ユニット職員の役割です。

今までの暮らしの継続

その実現のためには

使い慣れた
日用品

慣れ親しん
だ家具類

体で覚えた
生活動作

例えば、認知症の入居者は、短期の記憶がほとんど失われている場合でも、経験や慣習のような長期記憶や身体的記憶が、しばしば明瞭に残されている。使い慣れたものや、体で覚えた生活動作を通して、会話の糸口をつくり出し、行為を引き出すことができる。自宅で使い込んだ家具や懐かしい日用品などのなじみ深い「しつらえ」が、認知症高齢者の生活の安定につながる。

居宅に近い居住環境を
整えることが必要

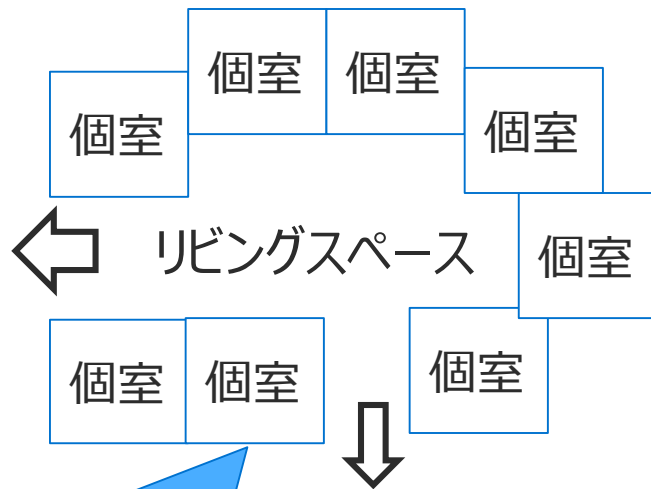
- ユニット型施設では、ユニットケアの理念を踏まえ、居宅に近い居住環境を整えることが必要。
- 施設を建てれば環境が整うのではなく、入居者に合わせて、住まいにふさわしい環境をしつらえていくのは、ユニット職員の役割である。



写真：全国個室ユニット型施設推進協議会より提供

4.3.2 個室の役割 (1/3)

- 一人ひとりの高齢者が自分らしく生活していくためには、身の置き所(生活の拠点)としての個室が必要です。
- 入居者自身が環境をコントロールできてこそ、居室が個室の意味を成します。



- 自宅と施設の落差が小さく、一人ひとりの高齢者が自分らしく生活していくためには、身の置き所(生活の拠点)としての個室が必要。
- 個室に使い慣れた家具を持ち込むことが許されず、ドアが開け放たれ、ノックもなく職員が入室し、プライバシーを尊重しているとはいえない対応がなされるのであれば、それは単なる一人部屋にすぎない。入居者自身が環境をコントロールできてこそ、居室が個室の意味を成す。

**入居者自身が環境をコントロール
できる個室が必要**

4.3.2 個室の役割（2/3）プライバシー

- プライバシーとは「自らの情報をコントロールできる過程」として捉えることができます。
- 個室であればプライバシーが確保されるわけではありません。運用によってはプライバシーが侵害されることがあります。

プライバシーの定義

プライバシーとは、
「自らの情報をコントロールできる過程」

プライバシーの侵害

プライバシーの侵害に該当

入居者への確認を行うことなく職員が扉を開ける

該当しない

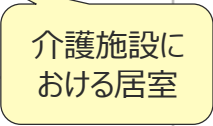
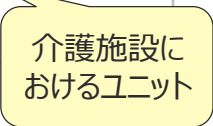
入居者が自ら個室の扉を開けている

- プライバシーとは、個人的な日常生活や社会行動を他人に興味本位にみられたり、干渉されたりすることなく、安心して過ごすことができること（広辞苑）。
- 自らの情報を公開する権利という概念を加えると、プライバシーとは「自らの情報をコントロールできる過程」として捉えることができる。
- 個室は、プライバシーの確保という根源的な権利を満たす環境要素となるが、個室であればプライバシーが確保されるわけではない。運用によってはプライバシーが侵害されることがある。

4.3.2 個室の役割（3/3）テリトリー

- 自宅から施設への転居に伴い喪失した個人領域（テリトリー）を再構築することが重要です。
- 使い慣れてきた家具や愛着のあるものの持ち込みは、生活の継続につながります。

テリトリーの概念

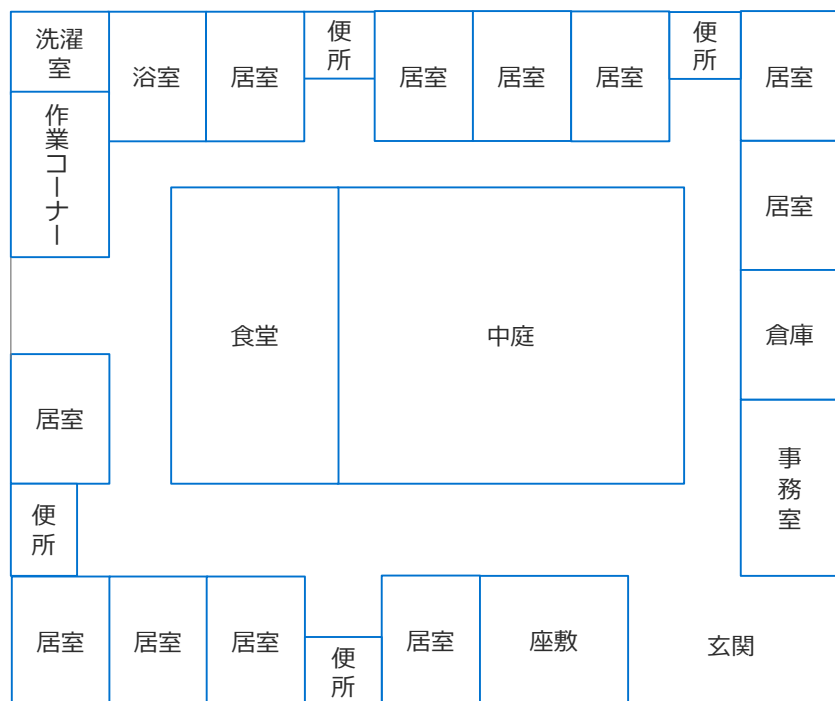
テリトリー分類	特徴	具体例
一次的 テリトリー	場所への強いコントロールがみられ、占有者の心理的な重要性が高い	寝室・居間など 
二次的 テリトリー	他者と空間を共有する	住居回り、行きつけのレストランなど 
公的 テリトリー	誰でもオープンな場所	公園、ホテルのロビーなど

出典：川口孝泰、ベッドまわりの環境学、医学書院、1998.6

- 高齢者介護施設における個室の役割には、プライバシーの確保に加えて、個人領域（テリトリー）の形成という側面がある。
- 社会心理学者であるアルトマンは人間のテリトリーを左の3つに分類している。
- このテリトリーの概念を高齢者介護施設に当てはめると、居室が1次的テリトリー、ユニットが2次的テリトリーとなる。
- 自宅から施設への転居に伴い喪失したテリトリーを再構築することが重要。この時、使い慣れてきた家具や愛着のあるものの持ち込みは、生活の継続につながる。
- 個室であれば他人に気兼ねせずものを持ち込むことができ、四方が壁に囲まれているため、家具のレイアウトやものの飾りつけの自由度が高くなる。

4.3.3 空間の機能と共用する集団の規模（1/3）グループホームケア

- 北欧発祥の「グループホーム」は、日本では1990年代後半から試みられるようになりました。
- 認知症高齢者グループホームでは、住宅的な空間スケールが入居者の落ち着きをもたらすことなどが明らかになってきました。



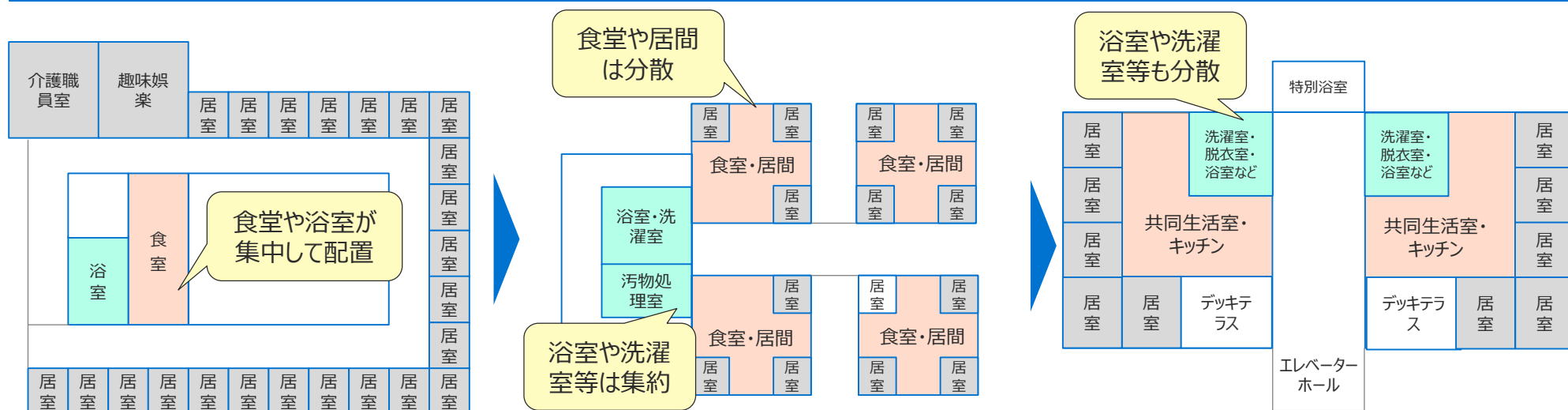
- 「グループホーム」は北欧において発展してきた仕組みで、少人数の家庭的な環境が行動障害のある認知症高齢者の症状を緩和させることが、北欧では示されてきた。
- そこで、このような仕組みを取り入れようと日本においても1990年代後半から認知症高齢者グループホームが試みられるようになった。
- 認知症高齢者グループホームでは、住宅的な空間スケールが入居者の落ち着きをもたらし、キッチンや洗濯室・物干し場という環境要素が、これまで見失われてきた高齢者の残存機能を呼び起こすことを明らかにしてきた。
- さらに、キッチンや浴室が小規模な範囲に収まることで、介護動線が短く、介護の効率化が図れることも見えてきた。

出典：外山義編著 グループホーム読本（ミネルヴァ書房、2000.3）
P71を基に作成

4.3.3 空間の機能と共用する集団の規模（2/3）ユニットケア

- ・ 食事・入浴・排せつといった生活行為に即した空間を分散して配置したのがユニット型の空間構成です。

「個室型」の施設から「個室ユニット型」への変遷



【個室型】

- ・ 動線が長い
- ・ 住宅のスケールを超えた空間規模

・ 食堂や居間が分散

- ・ 浴室や洗濯室、汚物処理室などは集約されたまま

【個室ユニット型】

- ・ 食事・入浴・排せつといった生活行為に即した空間を分散して配置

- ・ 最初の個室型施設では、大規模な食堂や浴室が集中して配置されていた。そのため動線も長く、空間の規模も住宅としてのスケール感を逸脱していた。
- ・ その後動線の短縮や、空間のスケールを住宅的にするため、食堂や居間の分散が行われる。しかし、まだ浴室や洗濯室、汚物処理室などは集約されていた。そのため、入浴などが流れ作業介助になりやすいという問題を抱えていた。
- ・ そこで食事・入浴・排せつといった生活行為に即した空間を分散して配置したのがユニット型の空間構成。つまりユニット型とは、10人程度の入居者の日常生活が営まれる場であり、その生活を支援する職員が働く場である。

4.3.3 空間の機能と共用する集団の規模（3/3）段階的空間構成

- ユニット内で生活が完結してしまうのではなく、様々な活動を通して、ユニットを越えた社会関係を築き、暮らしの場がユニットの外へと広がるような配慮が大切です。

ユニット型施設の空間構成

	領域	定義	領域のコントローラー
暮らしの場をユニットの外へと広げていく	プライベートスペース	入居者個人の所有物を持ち込み管理する領域	入居者
	セミプライベートスペース	プライベートゾーンの外部にあって複数の入居者により自発的に利用される領域	複数の入居者
	セミパブリックスペース	基本的に集団的かつ規律的行為が行われる領域	職員
	パブリックスペース	内部居住者と外部社会の双方に開かれた施設内領域	職員（管理スタッフ）及び地域住民

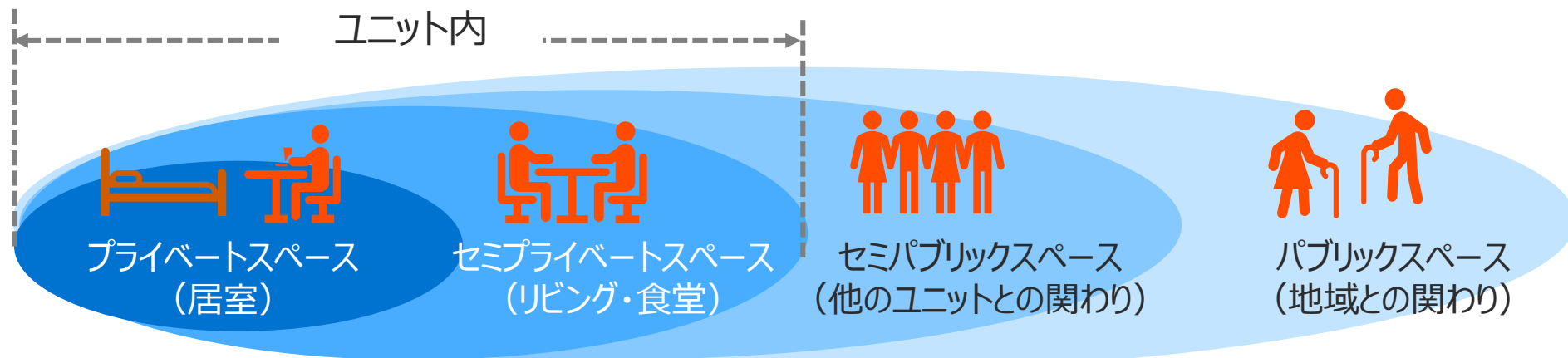
- ユニット内で生活が完結してしまうのではなく、様々な活動を通して、ユニットを越えた社会関係を築き、暮らしの場がユニットの外へと広がるような配慮が大切。
- 地域の中にパブリックスペースを見つけることもできます。なじみの喫茶店や理髪店、子供達が遊ぶ公園など、外出支援により、地域に出っていくことも必要。
- 家族やボランティア、介護職員以外の施設職員など様々な人々の力を活用しながら、地域に出っていくことを試みるとよい。

4.3.3 空間の機能と共用する集団の規模【コラム】

- ひとは、自分が自分らしくいられる場所が確保されることで、ようやく外の世界へと関心が向きます。

【コラム】

- 居室にどのくらい滞在するかは、その外側に広がる共用空間とのバランスによって決まります。過去の調査では、個室と豊かな共用空間があることでリビングの滞在率が上がっていくことや、多人数居室における交流は同室者よりも他の居室者との間に発生することが明らかになっています。
- ひとは、自分が自分らしくいられる場所（テリトリー）が確保されることで、ようやく外の世界へと関心が向き、他者との交流に関心が向きます。



安定した身の置き所となるプライベートスペースがあるからこそ、入居者は隣接する居室の入居者、ユニット内の入居者、他のユニットの入居者といった他者とのなじみの関係を比較的容易に築くことができる

引用：一般社団法人日本ユニットケア推進センター「ユニットケア研修テキスト」（図においてはP10、P34を基に作成）

4.3.4 ユニット型施設の設備に関する基準（1/2）

- ユニット型施設の設備に関する基準ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおり規定されています。

ユニット	(1)居室・療養室・病室	<ul style="list-style-type: none"> ① 定員:1人(サービス提供上必要と認められる場合は2人) ② いずれかのユニットに属し、ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける ③ ユニットの定員:おおむね10人以下 ④ 床面積:10.65m²(定員2人21.3m²)以上 ⑤ ユニット型準個室:10.65m²(2人室21.3m²)以上、入居者同士の視線の遮断確保を前提に、居室等を隔てる壁が天井と一定の隙間が生じていてもよい ⑥ ブザーやナースコールを設ける
	(2)共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ① いずれかのユニットに属し、そのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する ② 床面積:「2m²×その共同生活室のユニット入居定員」以上を標準 ③ 必要な施設・備品を備える
	(3)洗面設備・洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ① 居室ごと、または共同生活室ごとに適当数設ける ② 要介護者・身体の不自由な者の使用に適したもの
	(4)便所	<ul style="list-style-type: none"> ① 居室ごと、または共同生活室ごとに適当数設ける ② ブザー等を設けるとともに、要介護者・身体の不自由な者の使用に適したもの <p>※介護老人保健施設においては、このほか、常夜灯を設けること</p>

4.3.4 ユニット型施設の設備に関する基準（2/2）

- ユニット型施設の設備に関する基準ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおり規定されています。

(5)機能訓練室【介護老人保健施設・介護療養型医療施設】	<ul style="list-style-type: none">① 介護老人保健施設:「1m²×入居定員数」以上(ユニット型サテライト型小規模・ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設においては、40m²以上)② 療養病床を有する病院:40m²以上(内測法)③ 療養病床を有する診療所:機能訓練を行うために十分な広さ④ 必要な器械・器具を備える
(6)浴室	要介護者・身体の不自由な者等が入浴するのに適したもの※介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)においては、入院患者の入浴の介助を考慮しできるだけ広いもの
(7)医務室【介護老人福祉施設】	診療所/入居者を診療するために必要な医薬品と医療機器を備える【介護老人福祉施設】ほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける
(8)生活機能回復訓練室	床面積:60m ² 以上/専用の器械・器具【老人性認知症疾患療養病棟】
(9)廊下幅	1.8m(中廊下2.7m)以上/【介護老人福祉施設・介護老人保健施設】廊下の一部幅拡張で円滑な往来に支障が生じない場合は1.5m以上(中廊下1.8m)以上で可
(10)消火設備	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける

4.4 安心・快適な環境づくり

本章の目的

安心・快適な環境づくりを推進するための工夫について理解すること。

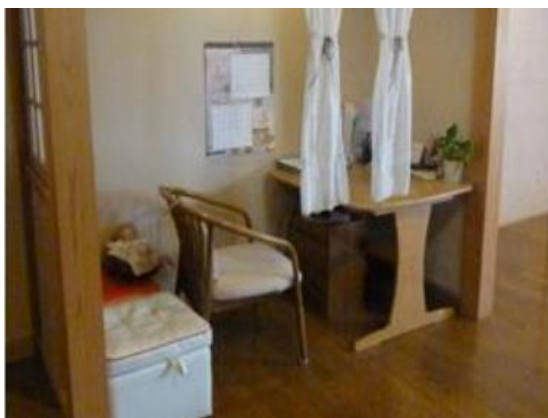
本章の概要

4.4.1	住まいとしてのしつらえ	住宅的な空間スケールとするための工夫について学びます。
4.4.2	福祉用具の活用	様々な福祉用具の活用法について学びます。

4.4.1 住まいとしてのしつらえ

- 住宅的な空間スケールとするためには、壁や家具、格子などで空間を分けることが必要です。

住宅的な空間スケールとするための工夫



- 食堂の広さが住宅スケールでも、食堂と廊下の上に壁がなく空間として連続していれば大空間に感じる。
- 住宅的な空間スケールとするためには、壁や家具、格子などで空間を分けることが必要。

空間の区分の程度は、内部で営まれる行為との関係性により決まる。

- 昼寝など無防備になる行為には、壁など完全に区切られた境界が必要であり、ゆっくりとテレビを見るなどくつろぐ行為には、目線が隠れる程度の境界が必要となる。
- 食事などの行為の場合は、低い棚など視線が抜ける家具でも問題ない。

4.4.2 福祉用具の活用（1/4） 入居者の自立を支える福祉用具

生活を送る上で何らかの障害があったとしても、現在の身体機能を上手に利用する体の使い方を考えることが大切です。福祉用具はこのような目的で活用することができます。

安定した座位の確保



入居者の身体機能に即した調整機能付き車いす



- 福祉用具はICFの視点では、「生活機能に影響を与える背景因子としての環境因子」に分類できる。
- 介護においては「できることは自分でしてもらって、必要なところを介助する」ことが望ましい。さらに言えば「できるようになりたい」「やっていきたい」と思えるような意欲を、入居者から引き出していくことも大切な支援の視点となる。

4.4.2 福祉用具の活用（2/4） 職員の介護負担を軽減する福祉用具

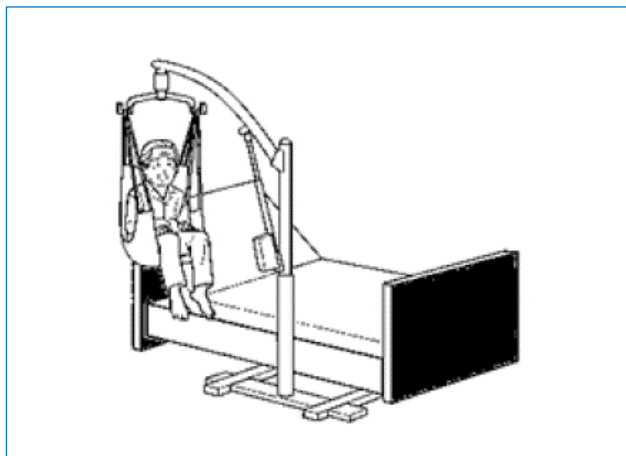
腰痛予防に有効な福祉用具としては、リフト、スライディングボード、スライディングシート、スタンディングマシーン等があげられます。これらの福祉用具は、対象者の状態や協力の程度によって使い分けます。

移動式リフト



- 移動式リフトはタイヤが付いているため、自由に移動ができる。1台で何人もの入居者を移乗介助できる。
- 少し不安定なため、入居者の安全性を考慮して使用する必要がある。
- 入居者を吊したまま、長い距離を移動するようにはつくりされていない。

設置式リフト



- わが国固有のもので、ベッドや浴槽に設置して使用する。
- 移乗以外の介助を行う時には邪魔になる場合があるが、設置式のため比較的安定している。

4.4.2 福祉用具の活用（3/4） 職員の介護負担を軽減する福祉用具

腰痛予防に有効な福祉用具としては、リフト、スライディングボード、スライディングシート、スタンディングマシーン等があげられます。これらの福祉用具は、対象者の状態や協力の程度によって使い分けます。

レール走行
式リフト



- やぐらを組むか、または天井にレールを設置して使用する。
- 一度設置するとなかなか変更はできないが、最も安定している。

スタンディング
マシーン



- 残存能力のある入居者の立位を補助するのに使用。
- トイレ介助で使用すると、ズボンや下着の脱着が容易にできる。

4.4.2 福祉用具の活用（4/4） 職員の介護負担を軽減する福祉用具

腰痛予防に有効な福祉用具としては、リフト、スライディングボード、スライディングシート、スタンディングマシーン等があげられます。これらの福祉用具は、対象者の状態や協力の程度によって使い分けます。

スライディング
ボード



- 移乗介助時に入居者を抱え上げるのではなく、ボードの上を滑らせて移乗するのに使用。
- 介護作業の中では、ベッドと車いす間の移乗介助に多く使用されている。しかしこのボードを使用するには、ベッドと車いすの高さを合わせることで、車いすの肘掛けを外せることが必要。

スライディング
シート



- 滑りやすい布状のもので、ベッドや布団に寝ている入居者の下に敷き、位置を移動させたり、褥瘡(じょくそう)予防のための体位変換に使用したりする。
- シートの利用の際は、入居者の残存能力を生かして移動や体位変換を行うことで、さらに介護者の作業負担を軽減できる。